

事業評価書（事後）

平成20年8月

評価対象（事業名）	発達障害者支援体制整備事業	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	
関係部局・課室	-	
関連する政策体系		
基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
個別目標1		地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
個別目標2		障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること
個別目標3		サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること
個別目標4		自立を支援する医療体制を整備すること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成16年度）
<p>(1) 現状分析 高機能自閉症、アスペルガー症候群、ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）等の発達障害者は、制度の谷間として従来の施策では十分な対応がなされていない領域である。</p> <p>(2) 問題点 発達障害に関する専門家は少なく、地域における関係者の連携も不十分であり、支援体制が整っていない、そのため、本人や家族は、地域での支援がなく、大きな不安を抱えている。</p> <p>(3) 問題分析 発達障害については、脳の機能的な要因によるものとされ、障害そのものを取り除くことは困難であるが、早期発見と適切な診断、適切な療育や教育を行うことにより、社会的機能を高め改善する効果が期待できる。また、適切な就労支援により、経済的に自立することも十分可能である。</p> <p>(4) 事業の必要性 発達障害者の支援に当たっては、幼児期から成人期までの各ライフステージにおける一貫した支援が有効とされ、このような発達障害者の支援の仕組みを地域に作る当事業は、本人の発達の観点からのみならず、家族の子育てに対する不安の軽減という意味からも必要性が高いものである。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>(1) 現状分析 発達障害者支援法が平成17年4月に施行され、発達障害の定義が明確になり、また、児童の発達障害の早期発見から保育、教育、就労等、発達障害者のライフステージにおける一貫した支援の流れが明確にされるとともに、これにかかる国や地方公共団体の責務が明らかにされた。</p>

(2) 問題点

発達障害者施策や一般施策において、支援メニューとしては整備されつつあるが、その前段階としてのアセスメントを行う機関や人材不足、地域における関係機関等の連携が整っていない等、本人や家族が必要な支援を受けるまでの体制が十分でないため、本人や家族は不安を感じるとともに、様々な負担が生じてしまっている。

(問題分析)

研修等を通じて専門的な人材を育成するとともに、市町村が主体となって行うという意識付けを強化し、中核的な専門機関である発達障害者支援センターや、保育、教育、就労等の各関係機関との連携を図っていくことで、適切な支援を受ける体制が整備されていくものと考えられる。

(事業の必要性)

発達障害者の支援に当たっては、幼児期から成人期までの各ライフステージにおける一貫した支援が有効とされ、このような発達障害者の支援の仕組みを地域に作る当事業は、発達障害者1人1人の特性にあった支援に結びつけることができるだけでなく、家族の負担も軽減されるため必要性が高いものである。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：(国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他(NPO等)

(2) 事業の内容(概要)

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、全ての都道府県・指定都市に発達障害支援の検討委員会を設置するとともに、各都道府県・指定都市の管内にある障害保健福祉圏域のうちの一つにおいて個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備を実施する。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()

予算額(単位:百万円)	H17	H18	H19	H20	H21
	247	250	209	210	353

※「H21」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標

個別支援計画の作成件数

政策効果が発現する時期 | 平成17年度

4. 評価指標

アウトプット指標

	H15	H16	H17	H18	H19
1 個別支援計画作成件数 (単位:件)	-	-	82	356	908

(調査名・資料出所、備考)

指標1は各自治体より提出された実績報告書によるものである。

5. 事前評価の概要

必要性の評価

(1) 公益性の有無(主に官民の役割分担の観点から)

「共生社会」の観点から、発達障害への社会的理解を促し、地域における一貫した支援により発達障害者の自立を促進させることは、極めて公益性が高い。

(2) 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)

発達障害については、制度の谷間となっており、従来の施策では十分な対応がなされていない。また、社会的な理解そのものが十分されているとはいえず、その対応についても全国的に遅れているのが現状である。このような状況に対して、全国に発達障害の支援のための体制の準備を行い、短期間に支援の底上げを図ることが、

国として求められている。

また、当事業は、ライフステージにおける一貫した支援が重要であるという観点から、文部科学省が実施している特別支援教育推進体制モデル事業と一体的に行うこととしており、国レベルでの連携の体制を構築することが必要である。

(3) 民営化や外部委託の可否

事業の実施は、地方公共団体、社会福祉法人やNPO法人等を想定しており、委託は可能である。

(4) 緊要性の有無

発達障害者支援法案は超党派の議員連盟でまとめられており、秋の臨時国会に法案が提出される可能性が極めて高い。同法案が可決されれば、その施行は平成17年4月の予定となっており、それに相応して発達障害への支援の体制を地域に整備する必要がある。

これにより、国民の子育てなどの不安を軽減することは喫緊の課題である。

有効性の評価

(1) 政策効果が発現する経路

- ・都道府県等に、発達障害の検討委員会を設置することにより、管内で発達障害への理解が深まり、関係者が一致団結して支援する機運が高まる。
- ・障害保健福祉圏域において個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備をモデル的に実施しその効果を評価することにより、管内の一貫した支援体制のモデルが構築される。
- ・そのモデルは、他の多くの障害福祉圏域に波及し、管内全体の発達障害に対する支援の底上げが図られる。
- ・その結果、発達障害への理解がますます深まり、子育てに対する家族の不安の軽減、ひいては社会的な不安に対する軽減が図られる。

(2) これまで達成された効果、今後見込まれる効果

<波及効果>

当事業は、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、全ての都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、障害保健福祉圏域において個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備をモデル的に実施するものである。その成果を管内の他の多くの圏域に波及させることを意図して実施されるものであり、その結果が、発達障害者支援の全国的な底上げとなると考えられる。

(3) 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

当事業は発達障害者の自立を支援するものであるが、体制を整備した上で各ライフステージに対応した支援が行われ、個々人の自立が図られるまでは、一定の期間が必要と考えられる。

効率性の評価

(1) 手段の適正性

発達障害については、その社会的理解も十分ではなく、従来の施策では十分な対応がなされておらず、その対応方法の検討についても始まったばかりであるというのが現状である。このような状況の中で、管内の発達障害者について、これからのような支援のシステムを構築していくかを福祉、医療、保健、教育、労働、司法などの関係者から構成される検討委員会で検討し、その結果に基づき障害保健福祉圏域においてモデル的な支援体制を構築して、その効果を評価するとともに、その成果を他の障害保健福祉圏域に波及せしめるプロセスは、適正な手段である。

(2) 費用と効果の関係に関する評価

都道府県、指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、指定された障害保健福祉圏域において個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備をモデル的に実施し、その成果を管内全域に波及せしめることを意図する当事業は、少ない経費にて最大の効果をあげることが期待される。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）

- ・都道府県等に、発達障害の検討委員会を設置することにより、管内で発達障害への

<p>理解が深まり、関係者が一致団結して支援する機運が高まる。</p> <ul style="list-style-type: none">・障害保健福祉圏域において個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備をモデル的に実施しその効果を評価することにより、管内の一貫した支援体制のモデルが構築される。・そのモデルは、他の多くの障害福祉圏域に波及し、管内全体の発達障害に対する支援の底上げが図られる。・その結果、発達障害への理解がますます深まり、子育てに対する家族の不安の軽減、ひいては社会的な不安に対する軽減が図られる。
<p>有効性の評価</p>
<p>平成17年度の個別支援計画の作成件数は82件であったが、平成18年度においては356件と増加しており、またこの数値はモデル的に実施した障害福祉圏域での集計数のため、管内全体の障害福祉圏域に波及している地域においては、さらに件数は増加していると考えられ、個別支援計画の作成を含めた支援体制の整備は着実に進んできていると評価できる。</p>
<p>事後評価において特に留意が必要な事項</p>
<p>特になし。</p>

(2) 効率性の評価

<p>効率性の評価</p>
<p>各自治体からの報告によれば、障害福祉圏域で実施したモデルを管内の障害福祉圏域に波及した地域も多く、具体的には保育所や幼稚園の巡回指導の実施や発達障害者支援センターとの連携、管内全体での個別支援計画の作成等、支援体制の整備は進んできており、効率性の面からも評価できる。</p>
<p>事後評価において特に留意が必要な事項</p>
<p>特になし。</p>

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

<p>特になし。</p>

(4) 政策等への反映の方向性

<p>評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>

7. 特記事項

<p>①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 平成17年4月に施行された発達障害者支援法は、法附則において3年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しをすることとされている。</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況 平成14年に策定された「障害者基本計画」に基づいて、平成19年12月に策定された「重点施策実施5か年計画」より、「各自治体においてネットワーク作りを効果的に促進するためのモデル事例集」を平成21年度までに策定する。</p> <p>③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 特になし。</p> <p>④会計検査院による指摘 特になし。</p> <p>⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 特になし。</p>
